

給付年金コーナー

国民年金は“想定外のリスク”に対応できる『国の保険』です

【老齢基礎年金】 65歳になったとき

国民年金を10年以上納付した方が65歳から受け取る老後のための年金です。

【障害基礎年金】 病気やケガで障害が残ったとき

国民年金に加入中に、病気やケガが原因で障害が残ったときのための年金です。※20歳前に発生した障害も支給対象になります。

【遺族基礎年金】 一家の大黒柱が亡くなったとき

国民年金に加入中の方が亡くなったときの遺族のための年金です。原則、「18歳未満の子のある配偶者」と「18歳未満の子」が支給対象になります。

【メリット】

- 生涯にわたって受け取れます。
- 物価変動などの経済変化に対応しています。
- 国民年金保険料の納付免除・猶予制度があります。※所得などの一定条件を満たす必要があります。詳しい内容については日本年金機構ホームページ (<https://www.nenkin.go.jp/>)をご覧ください。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27・6560

10月から12月は滞納整理強化期間です。～ストップ!滞納～

町税は、私たちが安心して暮らしていくための貴重な財源であり、定められた期限（納期限）までに自主的に納めていただくものです。

大多数の方が期限までに納付されていますが、残念ながらごく一部の方は滞納している状況にあります。

税負担の公平性及び税収入を確保するため、当町をはじめ県内63市町村と埼玉県では「県税・市町村税 滞納整理強化期間」を設定し、「ストップ!滞納」を合言葉に徴収対策を進めています。

当町では、悪質な滞納者に対する差押の強化など滞納の解消に向けた取組を行ってまいります。

皆様には、納期内納付・早期納付にご協力をお願いします。



問合せ 税務会計課 管理担当 ☎66・3111 内線116

10月の納期

●町県民税

- 普通徴収（第3期分）
- 特別徴収（第4期分）※今月支給される年金から天引きされます。

●後期高齢者医療保険料

- 普通徴収（第4期分）
- 特別徴収（第4期分）※今月支給される年金から天引きされます。

●国民健康保険税

- 普通徴収（第4期分）
- 特別徴収（第4期分）※今月支給される年金から天引きされます。

●介護保険料

- 普通徴収（第4期分）
- 特別徴収（第4期分）※今月支給される年金から天引きされます。

納期限は10月31日(火)です。口座振替の場合は10月26日(木)が振替日になりますので、ご利用の方は残高をご確認ください。

問合せ 役場 ☎66・3111

町県民税 税務会計課課税担当 内線115
国民健康保険税 税務会計課課税担当 内線112
後期高齢者医療保険料 町民課給付担当 内線123
介護保険料 福祉介護課介護包括ケア担当 内線143